

「暴風警報発令」及び「地震発生」等 緊急の措置について

「茨木市」または「北大阪」に「**暴風警報**」が発令された場合及び地震発生時の緊急措置は下記の通りです。

時間の経過に伴って、警報発令時の措置がわかりにくいことも考えられますが、ご家庭で午前7時のニュース等をみて判断してください。学校へのお問い合わせの電話はご遠慮ください。

なお、学校の集団下校等で地区委員さんにご協力をお願いする場合には、ミマモルメ等で連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

暴風警報発令時の措置

1	午前7時の時点で「暴風警報」発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに「暴風警報」解除の場合	解除された時点で登校 平常通り授業 給食あり【ミマモルメの配信をします】
3	午前9時に「暴風警報」が解除されていない場合	臨時休校【ミマモルメの配信をします】
4	登校後に「暴風警報」が発令された場合	原則としてその時点で下校 状況によって、保護者に引き渡すまで 学校で保護・監督

「**特別警報**」においても暴風警報と同様の措置をとらせていただきます。

※午前9時までに解除された場合でも、給食が提供されます。

※「大雨」「大雨・洪水」の警報の場合については、通常どおり授業を行います。

※警報が発令されましたら子どもたちは集団下校しますので、1時間以内に家の方にお帰りください。

地震発生時の措置

大地震（震度5弱以上）が発生の場合（茨木市）	
1	始業前 臨時休校
	授業中 授業中止（状況により学校待機させ、保護者引渡しの措置をとります） 翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する
	放課後 翌日 臨時休校の連絡がない限り登校する
震度4以下の地震が発生の場合	
2	学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかの判断をいたしますので、「臨時休校の連絡がない限り」登校させてください。

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なりますので学校から連絡します。

※警報が発表された時点で、学童保育室は閉室となります。

※学校が臨時休業になった日、及び暴風警報発表中は、学校施設は使用できません。

※ミマモルメ メール配信サービスへの全家庭の登録を再度お願い申し上げます。北大阪地震や新型コロナウイルスのような緊急時の対応にご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。お問い合わせは担任まで。

※緊急時の措置の場合には、PTA学級委員さん、地区委員さん、皆様にご協力をお願いすることがあります。時間の経過にともなって、措置の変更がある場合など、連絡が混乱し、やむを得ずご迷惑をおかけすることもあります。ご理解ご協力賜りますようお願いいたします。